

31 新総合財第 5345 号

令和 元年 9月 2日

各 部 (局) 長

新宿区副区長

寺 田 好 孝

鈴 木 昭 利

(公 印 省 略)

令和 2 年度予算の見積りについて（依命通達）

令和 2 年度予算は、第一次実行計画の総仕上げとともに、第二次実行計画への橋渡しとなる重要な予算である。

30 年度決算は、特別区税などの一般財源の増により、実質单年度収支が 6 年連続の黒字となった。財政調整基金をはじめ、各種基金の残高確保にも努めた結果、区財政は一定の財政対応力を身につけつつある。

しかしながら、経常収支比率は 80.8% と、依然として適正水準を超えており、区の財政構造は決して弾力性のあるものとはいえない。加えて、我が国経済は、緩やかな回復を続けているものの、輸出や生産に弱さが見られており、通商問題を含め、海外経済の動向等に十分注視しなければならない。また、国による不合理な税制改正やふるさと納税による特別区民税の減収などの影響も懸念され、区財政を取り巻く社会経済情勢は、依然として先行き不透明で予断を許さない状況にある。さらに、最低賃金の引き上げや非常勤職員等の雇用のあり方の見直しによる経費の増加も、避けて通ることができない。

このような状況にあっても、高齢者や子育て世代への支援など誰もが安心して住み続けられる環境の整備、災害に強い安全で安心なまちの実現、魅力あふれる賑わい都市の創造と地域の特性を活かしたまちづくり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその後を見据えた取組など、多方面に渡る財政需要

に対応していかなければならない。

現状を正確に認識し、持続可能な財政運営を担保するためには、財源を確保しつつ、事務事業の改善や業務のあり方、簡素で効率的な執行体制への見直しも含めた不断の行財政改革を継続し、財政対応力の更なる強化が肝要である。

したがって、令和2年度予算は、「第一次実行計画の総仕上げとともに、財政環境の変化に柔軟に対応し、現下の区政課題の解決に向け着実に前進する予算」と位置づけ、①社会経済情勢の動向を的確に見極めながら、第一次実行計画の目標達成とともに、限られた財源の重点的、効果的な配分により喫緊の区政課題に対応すること、②行政評価や決算実績などに基づくP D C Aサイクルによるすべての事務事業の見直しや徹底した歳出削減に取り組むとともに、財源の的確な補そくによる一層の歳入確保を図ること、を基本として編成する。

よって、予算の見積りにあたっては、下記の事項に留意のうえ、別に定める期日までに見積書を提出されたい。

この旨、命により通達する。

記

1 全ての事務事業について、その実績と成果を点検し、簡素化・効率化を図り、事業のあり方や実施体制など根本的に見直すこと。

また、経費の見積りにあたっては、行政評価を踏まえるとともに、決算や執行状況などを十分に分析し、的確に見積もること。

2 実行計画事業については、計画策定の趣旨を踏まえ、最小の経費で事業目標を達成するよう、適切な見積りを行うこと。

3 参画と協働の取組みについては、地域の力と多様性を活かし、より積極的に推進すること。

4 区単独の事業補助金については、原則として、新たな創設は行わないこと。また、行政評価の状況を踏まえ、別に定める基準により適切な見積りを行うこと。

5 内部管理経費については、決算実績に基づき、徹底した削減に努めること。

6 新規・拡充事業については、事業の必要性を厳しく見極めるとともに、既定事

業の見直しや過去の決算状況を分析し不用額の徹底的な精査を基本とし、財源の有効活用に努めること。

また、新規事業については、期限を設定することとし、既定事業についても、目的やその効果を踏まえ事業の終期を明記すること。

7 施設整備等については、原則として、公共施設等総合管理計画及び中長期修繕計画に基づき、必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行うとともに、良好な景観の形成や地球温暖化対策についても留意し、関係部課との調整を図った上で、所要の額を見積もること。

特に、工事費積算については、労務単価等の上昇を踏まえ、適正な見積りを行うとともに、手法や仕様の見直しなどの特段の精査を行うこと。

なお、施設建設費に併せて、完成後の維持管理経費を算定し、後年度負担が最も少なくなるよう考慮すること。

8 国及び都補助事業については、その予算編成の動向に留意し、確実な財源確保に努めるとともに、より的確な経費を見積もること。

9 区出資の財団等については、団体の自主性と自立性を高め、収入の確保及び事業の効率化を図るなど経営努力をより一層促すとともに、外郭団体調書を活用し、事業計画を十分精査の上、補助及び委託の内容、方法等を見直し、所要の経費を見積もること。

10 施設の管理費については、指定管理料積算調書を活用し、引き続き施設管理契約の仕様等委託内容の見直しを行うとともに、指定管理者事業評価の結果を踏まえ、的確な管理運営費を見積もること。

11 省資源、省エネルギーについては、環境マネジメントシステムを確実に推進する上からも、その徹底を図り経費の削減に努めること。

12 情報システム関係経費については、区民サービスの向上及び事務事業の簡素効率化の観点から、その必要性、利用状況、費用対効果、安全性を十分検討の上、適切な対応を図ること。

13 事務事業の見直しにより、定型的業務や専門的業務の委託等、民間活力の積極的な導入を進め、職員定数や経費を的確に見積もること。

また、会計年度任用職員制度の導入に伴い、現行の非常勤職員については、そ

の必要性、業務量等を十分に精査した上で、所要の措置を講じること。

14 賃金予算を計上していた事業については、徹底した見直しを基本とし、安易な経費の組替えを行わないこと。

15 受益者負担の適正化を含め、財源の的確な捕そくを行い、収入増加に努めるこ
と。

また、区税及び保険料等収入については、增收計画等に基づき引き続き徴収努
力を行い、収入の確保に努めること。

16 区財政を取り巻く環境は、依然として不透明であり予断を許さない状況にある
ことから、第一次実行計画の財源を支えるとともに、将来にわたり持続可能な
財政を目指すため、別に定める「令和2年度予算編成手法について」に基づき、
見積りを作成すること。

17 経費については、次に定めるところにより見積もること。

(1) 一次経費

ア 人件費、公債費 別に定める基準により、所要額を見積もること。

イ 指定管理料を計上する事業、外郭団体への補助金を計上する事業

指定管理料積算調書、外郭団体調書等を活用し、決算
実績等を踏まえ、所要額を見積もること。

ウ その他の経費 一般財源充当目途額の範囲内で所要額を見積もること。

(2) 二次経費

ア 計画事業 計画事業内示額を上限として、所要額を見積もること。

イ 設備整備等 時期・必要性を厳しく見極め、的確に所要額を見積も
ること。

(3) 下記経費については、特に目的・必要性・規模等を厳しく精査した上で見積 もること。

ア 事務管理経費

旅費（近接地内・近接地外・費用弁償）、需用費（消耗品費・印刷製本費・
修繕費）、役務費（郵便料・電信料）、使用料及び賃借料、備品購入費

イ　その他

報酬、時間外勤務手当、報償費（講師謝礼）、役務費（施設管理役務費・その他の役務費）、委託料（施設管理委託料・その他委託料）、工事請負費（維持修繕工事費）